

久里第1浄水場再構築事業
設計及び建設工事請負契約書(案)
(第1回 変更版)

令和7年5月
唐津市上下水道局

設計及び建設工事請負契約書(案)

収 入
印 紙

- 1 事業名 久里第1浄水場再構築事業
- 2 事業場所 佐賀県唐津市久里字釘山1997-2 ほか8筆
- 3 事業期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日 まで
うち 設計期間:令和8年4月1日から令和9年9月30日
建設期間:設計完了時から令和14年3月31日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
請負金額の内訳 設計代金 円(消費税込み)
建設代金 円(消費税込み)
ただし、適用される消費税及び地方消費税の税率により変動する。

- 6 契約の保証
(該当するものに☑)

発注者が指定する契約の保証
☐ (1)金銭的保証 ☐ (2)役務的保証に対応可能な保証 ☐ (3)免除

受注者が選択する金銭的保証の種類
※ 上記(1)が指定された場合に以下のいずれかを選択
☐ 契約保証金 ☐ 有価証券(利付国債又は地方債)
☐ 金融機関の保証 ☐ 保証事業会社の保証
☐ 公共工事履行保証保険 ☐ 履行保証保険

上記の事業(以下「本事業」という。)に係る本業務(以下に定義する。)について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な設計及び建設工事請負契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、共同企業体を構成する各企業(以下「構成企業」という。)は、別紙の共同企業体協定書により、本業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	佐賀県唐津市西城内1番1号 唐津市水道事業 唐津市長 峰 達郎	印
-----	---------------------------------------	---

受注者	(代表企業) 住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-----	----------------------------------	---

	(構成企業) 住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
--	----------------------------------	---

	(構成企業) 住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
--	----------------------------------	---

	(構成企業) 住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
--	----------------------------------	---

目次

第1章 総則	1
（総則）	1
（関連工事の調整）	2
（請負代金内訳書及び工程表）	2
（単価合意書の締結）	2
（契約の保証）	3
（権利義務の譲渡等）	4
（一括委任又は一括した請負の禁止）	4
（下請負人の健康保険等加入義務等）	4
（下請負等の承諾）	5
（下請人等の選定）	5
第2章 知的財産権・秘密保持義務	5
（著作権の譲渡等）	5
（特許権等の使用）	6
（特許権等の実施権等）	6
（秘密保持義務）	7
第3章 本業務に係る人員体制	7
（監督員）	7
（統括責任者）	8
（管理技術者）	8
（照査技術者）	9
（現場代理人及び主任技術者等）	9
第4章 本業務の遂行	9
（調査業務）	9
（設計業務）	10
（工事業務）	10
（地元関係者との交渉等）	10
（履行報告）	10
（工事関係者等に関する措置請求）	10
（工事材料の品質及び検査等）	11
（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	11
（支給材料及び貸与品）	12
（用地の確保等）	13
（モニタリング）	13
（要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	14
第5章 本業務の条件、期間及び請負代金の変更等	14

(条件変更等)	14
(要求水準書等の変更)	15
(工事の中止)	15
(著しく短い工期の禁止)	15
(受注者の請求による工期の延長)	15
(発注者の請求による工期の短縮等)	16
(工期の変更方法)	16
(請負代金額の変更方法等)	16
(賃金又は物価の変動に基づく建設代金額の変更)	17
第6章 災害等の発生及び第三者の損害等	18
(臨機の措置)	18
(一般的損害)	18
(第三者に及ぼした損害)	18
(不可抗力による損害)	18
(請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更)	19
第7章 検査及び引渡し	20
(各年度末における検査)	20
(設計業務に係る検査及び引渡し)	20
(工事完成時の検査及び成果物の引渡し)	21
第8章 請負代金の支払い	21
(請負代金の支払)	21
(部分使用)	22
(前払金及び中間前払金)	22
(保証契約の変更)	24
(前払金の使用等)	24
(各会計年度の出来高に対する請負代金の部分払)	24
(債務負担行為に係る契約の特則)	25
(第三者による代理受領)	25
(前払金等の不払に対する工事中止)	26
第9章 契約不適合責任、契約の解除及び損害賠償等	26
(契約不適合責任)	26
(発注者の催告による解除権)	27
(発注者の催告によらない解除権)	27
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	28
(発注者の任意解除権)	29
(受注者の催告による解除権)	29
(受注者の催告によらない解除権)	29
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	29

(解除に伴う措置)	29
(発注者の損害賠償請求等)	30
(賠償の予定)	31
(受注者の損害賠償請求)	32
(契約不適合責任期間等)	32
第10章 雑則	33
(火災保険等)	33
(相殺)	33
(賠償金等の徴収)	33
(暴力団等による不当介入等の排除)	33
(あっせん又は調停)	34
(仲裁)	34
(契約の費用)	34
(補則)	34

以下のとおり、本事業に係る条項について定めるものとし、この場合の発注者と受注者との間における設計及び建設工事請負契約は、唐津市建設工事請負契約約款(第76号様式(第106条関係))の規定にかかわらず、次の条項によって締結するものとする。

第1章 総則

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、本契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(本事業に係る質問回答書、久里第1浄水場再構築事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)、久里第1浄水場再構築事業募集要項及び提案書その他の提出書類を総称していう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約及び本業務(要求水準書所定の調査業務、設計業務及び建設業務並びにこれらに付随関連する業務をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等に定める性能及び機能を保証することを前提に本業務を本契約書記載の工期内に完成し、設計業務の成果物(要求水準書所定の設計図書を含み、以下「設計成果物」という。)並びに建設業務に係る工事の目的物(以下、当該工事を「本工事」、本工事の目的物を「工事目的物」という。)及び建設業務に係る成果物(要求水準書所定の完成図書を含み、工事目的物と併せて以下「建設成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金(設計代金及び建設代金)を支払うものとする。
- 3 設計及び施工の方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、本契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 本契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約に係る訴訟については、佐賀地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に

基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 12 本契約書並びに本事業に係る質問回答書、要求水準書、募集要項(疑義を避けるために付言すると、同書別紙のリスク分担表を含む。)及び提案書その他の提出書類の間に齟齬がある場合、本契約書、質問回答書、要求水準書、募集要項、提案書その他の提出書類の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者及び受注者が協議の上、提出書類の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については提出書類が要求水準書に優先するものとする。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の工事及び発注者の発注に係る他の事業(要求水準書等に定める対象施設に係る維持管理・運転業務を含む。)が密接に関連する場合において、必要があるときは、工事及び他の事業の施工の順序その他それぞれを円滑に実行するに当たって必要な事項につき調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該調整の対象となった事業の円滑な履行に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条** 受注者は、本契約締結後5日以内に要求水準書等に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、第1項の工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 4 本契約書の他の条項の規定により、工期又は要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前3項の規定を準用する。
- 5 請負代金内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(単価合意書の締結)

- 第4条** 受注者は、第45条に定める検査に合格した設計成果物に基づき、建設代金に係る内訳書(以下「建設代金内訳書」という。)を提出し、発注者及び受注者は速やかにその内容を協議し、双方の合意をもって単価合意書(以下「単価合意書」という。)を締結するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

- 2 単価合意書は、本契約において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 3 受注者は、建設代金額に変更があった場合には、建設代金内訳書を変更し、14日以内に発注者に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定は、建設代金額の変更時の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第1回単価合意の基準となる日は、令和7年10月3日とする。

(契約の保証)

第5条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第65条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる担保を提供し、又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
 - 6 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、第1項の規定による保証に代えて、本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した成果物が要求水準書等で定める性能又は機能に適合しない等、種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において、当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付すことを請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本業務の過程又はその結果として作成された資料その他の成果物(未完成の成果物及び調査業務・設計業務を行う上で得られた記録等を含み、以下「成果物」という。疑義を避けるために付言すると、設計成果物及び工事目的物その他の建設成果物を含む。)、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第24条第2項の規定による検査に合格したもの及び第44条第2項、第45条第2項又は第46条第2項の規定による検査に合格したもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用、部分払等によってもなお本契約に係る請負業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本契約に基づく義務の履行の目的以外に使用してはならず、また、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括した請負の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾を得ることなく、本業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条 受注者は、次に各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律100号)第2条第3項に規定する建設業者(当該届出の義務がない者を除く。))をいう。以下、「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の履行が困難となる場合
 - イ その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の履行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(下請負等の承諾)

第9条 受注者は、工事を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、その承諾を受けるものとする。

(下請人等の選定)

第9条の2 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を唐津市内に本店、営業所等を有する者(以下「市内企業」という。)の中から選定しなければならない。ただし、当該下請契約を履行できる市内企業が存在しない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を市内企業の中から選定しなければならない。ただし、当該納入契約を履行できる市内企業が存在しない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第2章 知的財産権・秘密保持義務

(著作権の譲渡等)

第10条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条まで規定する権利をいい、同法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の

実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- 5 受注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用若しくは複製し、又は第12条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受注者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。受注者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合、自らの責任及び費用負担により当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料又は施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 発注者が成果物に係る特許権等に関して第三者から特許権等の侵害に係る請求(法的手続によるものか否かを問わず、以下「特許権等侵害請求」という。)を受けた場合には、発注者は、発注者の損害及び費用を最小限にするように、合理的な範囲でこれに対する防御をするよう努力するものとする。受注者は、発注者による特許権等侵害請求に対する防御に最大限協力するものとし、かつ、発注者が被った損害及び支払った費用(弁護士費用を含むがこれに限られない。)を補償するものとする。

(特許権等の実施権等)

第11条の2 受注者は、発注者が工事目的物を所有及び運営(発注者が係る業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用权その他の権限(以下本条で「実施権等」という。)があるときは、当該実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。

- 2 前項に規定する受注者が付与する特許権等についての実施権等は、本契約の終了後も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象

となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、その同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 受注者は、請負代金は、前2項に定める措置(特許権等使用権の付与、著作権の利用等に係る措置を含むがこれに限らない。)の対価を含むものであることを確認する。

(秘密保持義務)

第12条 発注者及び受注者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号の掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれかの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を得る必要はなく、事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行う必要はない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令等に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

第3章 本業務に係る人員体制

(監督員)

第13条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名又は職名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本契約の履行に関する受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議及

び設計技術者に対する設計業務に関する指示、承諾又は協議

- (2) 本契約書及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 要求水準書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (4) 設計業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - (5) 要求水準書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 本契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、本契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(統括責任者)

- 第14条** 受注者は、設計・建設期間を通じて、発注者との連絡、受注者内の調整及び本契約の履行についての総合的な調整等を行う統括責任者を受注者の代表企業から1名選任し、発注者に通知するものとする。統括責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 統括責任者は、前項に定める業務のほか、発注者との定期会議の開催その他要求水準書所定の業務を行うものとする。
- 3 統括責任者は、監理技術者を兼ねることができる。

(管理技術者)

- 第15条** 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、本契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行う。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第16条 受注者は、要求水準書等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第17条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置するとともに、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者又は監理技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条3項の工事の場合にあつては、専任の主任技術者又は監理技術者とする。以下同じ。)及び監理技術者補佐(同項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第4章 本業務の遂行

(調査業務)

第18条 受注者は、本契約及び要求水準書等に基づいて、本事業に係る調査業務を履行する。

- 2 受注者が本事業に係る調査業務のために第三者の所有する土地に立入る場合において、当該土地の所有者その他の権限を有する者の承諾が必要なときは、受注者が、その費用と責任をもって、その承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(設計業務)

第19条 受注者は、本契約及び要求水準書等に基づき、設計期間内に設計業務を履行するものとする。

2 前項において、設計期間内に設計業務が完了しない可能性があることが判明した場合、受注者は速やかにその旨を発注者に通知し協議するものとする。

(工事業務)

第20条 受注者は、本契約、要求水準書等及び設計成果物に基づき、建設業務を履行する。

2 受注者は、本工事に係る施設(以下「本施設」という。)の試運転開始前までに、試運転実施計画書を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。

3 受注者は、本契約、要求水準書等及び前項の試運転実施計画書に基づき、本施設の試運転を行うものとする。

(地元関係者との交渉等)

第21条 受注者は、騒音、粉塵の発生、交通渋滞、振動その他本工事の実施が近隣住民の生活環境等に与える影響を調査し、合理的に要求される対応を行わなければならない。また、受注者は、近隣住民に対して、本工事に先立ち、本工事の計画及び施工方法等に係る説明を行い、その了解を得るように努めなければならない。

2 受注者は、前項に規定する義務を履行するに当たって生じた費用を負担しなければならない。

(履行報告)

第22条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、本契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者等に関する措置請求)

第23条 発注者は、統括責任者、現場代理人、管理技術者若しくは照査技術者、受注者の使用人又は第7条の規定により、受注者から設計業務を委任され、若しくは請け負った者がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき、著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が施工業務のために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、そ

の結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき、著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第24条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによるものとし、要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第25条 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備しなければならない。この場合において、監督員から当該記録の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は本工事を施工することができる。この場合に

において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第26条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)、設計業務に必要な物品等、調査機械器具、図面及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に、種類、品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)等があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成、要求水準書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(用地の確保等)

第27条 発注者は、工事の対象となる用地及び工事の施工上必要な用地(要求水準書等において定められたものに限る。)(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 6 受注者は、工事の実施に当たって、工事用地等以外の土地を必要とする場合には、その費用及び責任において、これを確保しなければならない。

(モニタリング)

第28条 受注者は、発注者が作成したモニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書に基づき、本業務についてセルフモニタリング計画書を作成し、当該業務の開始までに発注者に提出して承認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定に従い発注者の確認を受けたセルフモニタリング計画書に従い、自らの費用により、本業務のセルフモニタリングを行う。
- 3 発注者は、モニタリング実施計画書に基づき、本業務の実施内容についてのモニタリングを行う。
- 4 前項の発注者によるモニタリングは発注者の費用により行うものとし、受注者は発注者のモニタリングに協力しなければならない。
- 5 発注者は、第2項及び第3項のモニタリングにより、本業務が要求水準書等に定める水準に達していないことを確認したときは、是正勧告、是正命令その他の措置を執るものとし、受注者はその措置に従うものとする。

(要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第29条 受注者は、本工事の施工部分が要求水準書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合が監督員の指示によるもの、その他発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合で、発注者において必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第24条第2項又は第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、本工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、本工事の施工部分が要求水準書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第5章 本業務の条件、期間及び請負代金の変更等

(条件変更等)

第30条 受注者は、本工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書等の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 要求水準書等に誤り又は脱漏があること。

(3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないことについてやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、発注者又は受注者(協議の整わない場合には発注者が指定するものとする)が、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。

- 5 前項の規定により、要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第31条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が詳細設計完了後に発注者の承諾を得て要求水準書等を変更する場合はこの限りではない。

(工事の中止)

第32条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、成果物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本工事の中止内容を受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第33条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この本工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第34条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
- 3 発注者は、前項の工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第35条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第36条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第34条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第37条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 請負代金額の変更のうち、調査業務及び設計業務については、単価合意書によらず、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 本契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合、又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく建設代金額の変更)

第38条 発注者又は受注者は、工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して建設代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残建設代金額(建設代金額から当該請求時の出来形部分に相応する建設代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残建設代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残建設代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残建設代金額の1000分の15を超える額につき、建設代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残建設代金額及び変動後残建設代金額は、請求のあった日を基準とし、第4条の規定により作成した単価合意書の単価に対し、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により建設代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合において、同項中「本契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく建設代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により、工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、建設代金額の変更を請求することができる。ただし、製作機器費及び機器単体費についてはこの限りではない。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、建設代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、建設代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 本条に基づく建設代金額の変更に当たっては、発注者及び受注者は、本契約における請負代金について、第53条に規定する支払限度額が設定されていることを勘案し、変更後における請負代金額を支払限度額以内とするように努めなければならない。

第6章 災害等の発生及び第三者の損害等

(臨機の措置)

第39条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他本工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により、臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第40条 成果物の引渡し前に、成果物、設計業務を行うにつき生じた損害又は工事材料について生じた損害その他本工事に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第42条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第41条 本工事を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本工事につき、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合、その他本工事について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第42条 工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以

下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第24条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第45条第2項又は第46条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書に基づき算定し、単価合意書に基づき算定することが不適当な場合には発注者が算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から、損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更)

第43条 発注者は、第11条、第26条、第29条から第32条まで、第34条、第35条、第38条から第40条まで、前条又は第48条の規定により、請負代金額を増額すべき場合、又は費用を負担

すべき場合において、特別の理由があるときには、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第7章 検査及び引渡し

(各年度末における検査)

第44条 受注者は、各会計年度の末日の●営業日前の日から●営業日前の日において、当該時点までの本業務に係る出来高(第45条又は第46条の規定に基づき既に検査を受けたものを除く。)を発注者に通知し、その検査を求めなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、通知された出来高を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本工事の出来高を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

- 4 受注者は、出来高が第2項の検査(本項に基づき第2項の規定に従い検査が行われる場合を含む。)に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。受注者が当該検査を求めた場合、発注者又は検査職員は、当該修補後の出来高につき第2項の規定に従い検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(設計業務に係る検査及び引渡し)

第45条 受注者は、設計業務が完了した場合には、発注者に通知し、設計成果物の検査を求めなければならない。

- 2 発注者又は検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、設計成果物の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計成果物が前項の検査(本項に基づき前項の規定に従い検査が行われる場合を含む。)に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。

ない。受注者が当該検査を求めた場合、発注者又は検査職員は、当該修補後の設計成果物につき前項の規定に従い検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 4 発注者は、第2項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに設計成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、設計成果物の引渡しを設計代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、設計成果物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。
- 7 受注者は、詳細設計図書（建築確認申請を行った場合は、確認済証の交付等を含む。）について発注者の確認を得た後、発注者及び受注者が単価合意書の締結した日以降に建設業務を開始することができる。

（工事完成時の検査及び成果物の引渡し）

第46条 受注者は、建設業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計成果物に定めるところにより、建設成果物の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって本工事の完成を確認した後、受注者が建設成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、建設成果物の引渡しを建設代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、建設成果物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を建設業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第8章 請負代金の支払い

（請負代金の支払）

第47条 受注者は、設計成果物が第45条第2項の検査に合格したときは、設計代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、設計代金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、建設成果物が前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第5項において同じ。）の検査に合格したときは、建設代金の支払を請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に、建設代金を支払わなければならない。
- 5 発注者が、その責めに帰すべき事由により、第45条第2項及び前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第2項及び前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第48条 発注者は、第46条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により、工事目的物の全部又は一部を使用したことによって、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前払金及び中間前払金）

第49条 受注者は、保証事業会社と本契約書記載の履行期日の末日の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（第53条に規定する。以下同じ。）の10分の4（設計業務に係る前払金は10分の3）以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の履行期日の末日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該請求を行う会計年度の出来高予定額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することがで

きる。ただし、設計業務に係る部分は除くものとし、前項本文の規定は、この場合について準用する。

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金の支払に係る認定を受けなければならない。この場合において発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(設計業務に係る部分については、10分の3、第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下同じ。)の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、第2項本文の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の請負代金額の10分の5(設計業務に係る部分については、10分の4、第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第52条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に、更に請負代金額を増額した場合において増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者はその超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(設計業務に係る部分については、10分の4、第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 第6項及び前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 11 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものと

する。この場合においては、次条第3項の規定を準用する。

- 12 第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 13 発注者は、発注者の財政の状況等により、前払金及び中間前払金を減額し、又は支払しないことができる。

(保証契約の変更)

第50条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第51条 受注者は、前払金を本工事の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(この本工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち本工事に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

- 2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうち施工業務に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(各会計年度の出来高に対する請負代金の部分払)

第52条 受注者は、第44条第1項に規定する通知を行うとともに、同条により検査を求める出来高に係る請負代金(以下「部分払金」という。)の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者が第44条第2項の検査に合格したときは、当該検査に合格した日から40日以内(設計業務に係る部分については30日以内)に部分払金を支払わなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高に係る請負代金相当額は、単価合意書の記載事項に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。また、単価合意書に記載がない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第44条第1項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。また、性質上可分の工事に係る完済部分に係る支払いを行う場合、その他の事情に基づき発注者が認める場合には、次の算定式のうち、「9/10」を「10/10」と読み替えて、請負代金相当額を算定することができる。

部分払金の額 $\leq$ 出来高に係る請負代金相当額
 $\times \{9/10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}\}$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第53条 本契約の他の規定にかかわらず、各会計年度における請負代金(前払金及び部分払金を含む。以下本項において同じ。)の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとし、発注者は、各会計年度において、支払限度額を超えて請負代金は支払わないものとする。

令和 8年度	円
令和 9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円
令和14年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 8年度	円
令和 9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円
令和14年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 第1項にかかわらず、各会計年度において支払われた請負代金の金額(以下「実支払額」という。)が当該会計年度における支払限度額に満たない場合、発注者は、当該会計年度の実支払額と支払限度額の差額を、翌年度の支払限度額に加算して支払うことができる。但し、当該差額の加算は翌年度に限られるものとし、翌々年度以降には繰りこさないものとする。

5 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第49条及び第50条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第54条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第47条又は第52条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第55条 受注者は、発注者が第49条又は第52条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が本工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは建設代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第9章 契約不適合責任、契約の解除及び損害賠償等

(契約不適合責任)

第56条 発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 引き渡された成果物に契約不適合があるか否かを判断する必要があると発注者が認めた場合、発注者及び受注者において契約不適合の有無を確認する。成果物に契約不適合が確認された場合は、成果物の履行の追完については前三項に従うものとする。かかる確認に要した費用がある場合は、当該確認の結果、成果物に契約不適合が確認された場合には受注者の負担とし、それ以外の場合は発注者の負担とする。なお、本項に基づく確認は、第45条第2項及び

第46条第2項に基づく検査に合格した成果物についても行うことができる。

- 5 受注者が建設共同企業体を組成した場合において、当該建設共同企業体を解散した後においても、成果物が契約不適合であるときは、当該建設共同企業体の各構成企業は、共同連帯して前各項に基づく責めに任ずるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第57条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 工期内又は工期経過後相当の期間内に本工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく、本工事に着手すべき期日を過ぎても本工事に着手しないとき。
- (4) 第17条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく、第56条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第58条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき、又は同条第4項の規定に違反して、請負代金債権の譲渡により得た資金を本工事の目的以外に使用したとき。
- (2) 受注者が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続を申し立てたとき、又は第三者により申立てがなされたとき、若しくは受注者について支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (3) 本工事を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本工事の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしなくても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第61条又は第62条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (11) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (12) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (13) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- (14) 受注者が次の各号のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第59条 前2条各号に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第60条 前条にかかわらず、発注者は、本工事が完成するまでの間は、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第61条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第62条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第31条の規定により要求水準書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第32条の規定による本工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。ただし、中止が本工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本工事が完了した後、3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第63条 第61条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第64条 発注者は、本契約が本工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する建設代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第49条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第52条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する

建設代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第57条、第58条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第60条、第61条又は第62条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、本契約が本工事の完成前に解除された場合においては、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、本契約が本工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が、受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本契約が本工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第57条、第58条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第60条、第61条又は第62条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本工事の完成後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第65条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害を請求することができる。

- (1) 工期内に本工事の完成をすることができないとき。
- (2) 本業務の成果物に契約不適合があるとき。

- (3) 第57条又は第58条の規定により、工事目的物の完成後に本契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第57条又は第58条の規定により、工事目的物の完成前に本契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、建設代金額から出来形部分に相応する建設代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合(第58条第9号及び第11号乃至第14号の規定により、本契約が解除された場合を除く。)において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 7 前項の規定は、第58条第9号及び第11号乃至第14号の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。この場合において、前項中「担保」とあるのは、「担保(利付国債に限る。)」と読み替えるものとする。

(賠償の予定)

- 第66条** 受注者は、第58条第11号から第13号までのいずれかに該当するときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、第65条第2項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本工事が完成した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成企業であった者に賠償金の支払を請求することができる。

この場合において、受注者の代表者であった者及び構成企業であった者は、連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過する額について賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求)

第67条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。

- (1) 第61条又は第62条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第47条第2項又は同条第4項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第68条 発注者は、引き渡された設計成果物又は建設成果物に関し、これらの成果物を第45条及び第46条の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、本工事の成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、遅滞なくその旨を書面により受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたと

きは、この限りではない。

- 8 引き渡された本工事の成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第10章 雑則

(火災保険等)

第69条 受注者は、成果物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、成果物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(相殺)

第70条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、これを受注者が発注者に対して有する金銭債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(賠償金等の徴収)

第71条 受注者が、本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団等による不当介入等の排除)

第72条 受注者は、自ら又は下請負人が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)から不当要求又は工事妨害等の不当介入(以下「不当介入等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入

等の事実を発注者及び所轄警察署へ報告するものとする。

- 2 受注者は、発注者及び所轄警察署と協力して不当介入等の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、暴力団等から不当介入等による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、前項の被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に本工事が完成しないと認められた場合は、第34条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

(あっせん又は調停)

第73条 本契約書の各条項において発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による佐賀県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が本工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の本工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第74条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の費用)

第75条 本契約に特別の定めがあるもののほか、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(補則)

第76条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。